

令和 7 年第 1 回東串良町農業委員会 会 議 録

日時：令和 7 年 1 月 27 日（月）午前 1 0 時 0 0 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和 7 年 第 1 回 東串良町 農業委員会 会議録							
招 集 年 月 日		令和 7 年 1 月 2 7 日					
招 集 場 所		東串良町役場委員会室（3 階）					
開 催 の 日 時 及 び 宣 言		開 会	令和 7 年 1 月 2 7 日 午前 1 0 時 0 0 分			議 長	大村 教男
		閉 会	令和 7 年 1 月 2 7 日 午前 1 0 時 3 0 分			議 長	大村 教男
農 業 委 員		出 欠	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名
出席数 7 名 欠席数 1 名		×	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋
		○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝
出席○ 欠席×		○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二
		○	4	大村 教男	○	8	内村 初子
最適化推進 委員		○		有留 幸路	○		松元 友信
		○		中村 春樹	○		杉木 秀幸
出席数 7 名		○		福岡 みどり	○		松留 和江
		×		村吉 博美	○		谷口 憲三
会 議 録 署 名 委 員		2 番	松留 立美		3 番	稲村 照隆	
出席した事務局職員		局長	上野 勝志		書記	宮之前 博一・出水 翔太 中村 一雅	
会 議 に 付 し た 事 項	日程第 1 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について 日程第 2 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について 日程第 3 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 日程第 4 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について						

開会 午前 10 時 00 分

議 長

皆さん、おはようございます。今日は第1回目の定例会ということで、また1年間よろしくお願いします。

それでは、ただいまから定例総会を始めたいと思います。

吉ヶ崎委員と村吉委員から欠席届が参っております。

出席者14名で定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和7年第1回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に2番松留立美委員と3番稲村委員にお願いいたします。ここで諸般の報告をいたします。

基盤強化促進法による賃借権の合意解約が14件25筆、農用地等の利用権について、使用賃借権の合意解約が3件12室ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、後でお目通しをお願いします。それではただいまから議事に入りたいと思います。

発言される方は必ず議長の許可を受けて発言くださるようお願いします。

それでは、日程第1議案第1号農業経営基盤業務標準法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは所有権が13件、賃借権が21件、使用賃借権が2件あります。

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料1ページをお開きください。

所有権の1番譲渡人は、宮崎県の〇〇さん、譲受人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

次に2番譲渡人は肝付町の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

資料2ページをお開きください。

次に3番を譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は、新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

次に4番譲り渡し人は鹿児島市の〇〇人さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

資料3ページをご覧ください。

次に5番譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、贈与による所有権の移転でございます。

次に6番譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

資料4ページをご覧ください。

次に 7 番、譲渡人は東京都の〇〇さん、譲受人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。次に 8 番譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

資料 5 ページをご覧ください。

次に 9 番譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。次に 10 番譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は、川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

資料 6 ページをご覧ください。

次に 11 番譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

次に 12 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、贈与による所有権の移転でございます。

資料 7 ページをご覧ください。

次に、13 番譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、贈与による所有権の移転でございます。

資料 8 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用件設定でございます。次に 2 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 9 ページをご覧ください。

次に 3 番、貸人は大崎町の〇〇さん、借人は、岩弘の〇〇さん。申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。次に 4 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 10 ページをご覧ください。

次に、5 番貸人は、神奈川県〇〇さん、借人は、川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載されている通り更新 20 年の利用権設定でございます。次に 6 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 11 ページをご覧ください。

次に 7 番、貸人は、川西の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん申請時は、議案書に記載されている通り更新 5 年の利用権設定でございます。次に 8 番貸人は新川西の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 12 ページをご覧ください。

次に 9 番貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。次に 10 番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は、〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 13 ページをご覧ください。

次に 11 番貸人は新川西の〇〇さん、借人は、新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。次に 12 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は、川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 14 ページをご覧ください。

次に 13 番貸人は岩弘の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。なお農地の名義人は、〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 14 番貸人は、川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。資料 15 ページをご覧ください。

次に、15 番貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り更新 10 年の利用権設定でございます。次に、16 番貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は起案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 16 ページをご覧ください。

次に 17 番貸人は、川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。次に 18 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 17 ページをご覧ください。

次に、19 番貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り更新 20 年の利用件設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過

半の同意を得ての賃借となります。

次に 20 番貸人は川東の〇〇さん、借人は、川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 18 ページをご覧ください。

次に、21 番貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 19 ページをご覧ください。

使用貸借権の 22 番、貸人は千葉県の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 23 番貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

質疑はありませんか。

質疑なしの声あり

議長

なければ質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 1 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第 2 議案第 2 号農用地利用集積等促進計画案の意見についてを議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が 1 件、使用貸借権が 1 件あります。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 20 ページをご覧ください。

賃借権の一番貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、

申請地は議案書に記載のある通り新規 20 年の利用権設定でございます。

資料 21 ページをご覧ください。

使用貸借権の一番貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑なしの声あり。

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり。

議 長

異議なしと認めます。

よって、日程第 2 議案 2 号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案通り承認することに決しました。

次に、日程第 3 議案第 3 号の農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは所有権移転が 6 件であります。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは、資料 22 ページをお開きください。

所有権移転の 1 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は、川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、贈与による所有権移転でございます。

次に 2 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り、贈与による所有権移転でございます。

資料 23 ページをお開きください。

次に 3 番、譲渡人は千葉県の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載をされている通り、所有権移転で申請予定でしたが、売買に変更になる予定があるため、取り下げとなりました。

次に 4 番譲渡人は池之原の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権移転でございます。

資料 24 ページをお開きください。

次に 5 番譲渡人は大阪府の〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権移転でございます。
次に 6 番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は、川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権移転でございます。
以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。
それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

質疑なしの声あり。

議 長

質疑を終結いたします。
本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり。

議 長

異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り承認することに決しました。
以上をもちまして、日程第 3 議案第 3 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り承認することに決しました。
次に、日程第 4 議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請についてを議題といたします。
この件につきましては、取り下げとなったようですので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

資料の 25 ページの議案第 4 号につきましては、書類が揃っていないということで、取り下げとなりました。
書類が揃い次第、来月の総会にて審議していただきたいと思います。

議 長

日程第 4 議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請については、取り下げとなりました。

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（宮之前）

2 月の予定について、説明させていただきます。
2 月の現地調査が 14 日の金曜日、総会が 25 日火曜日の予定です。
2 月の申請の締め切りが 1 月 31 日、今週の金曜日までとなっております。

以上です。

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全て終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 7 年第 1 回定例総会を閉会いたします。